

2026年（令和8年）3月30日

屋外広告物の許可変更における事務の見直しについて（お知らせ）

日頃より、本市屋外広告物行政に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、屋外広告物許可の変更申請に伴う事務の見直しにより、2026年（令和8年）4月1日から、当該許可の変更に関わる申請・届出の取り扱いを次の通り変更いたします。御理解と御協力をお願いします。

1. 変更内容

屋外広告物の許可変更を申請される場合は、手数料（以下、変更手数料という）の納付が必要です。変更手数料は、当該整理番号で許可を受けている全ての広告物を対象に、変更後の広告物の表示面積により算定します。詳細については、別紙をご覧ください。

あわせて、当該整理番号の広告物の許可の有効期間について、許可変更の許可日から1年（気球広告、はり札等及びはり紙にあたっては1月）とします。

なお、福山市屋外広告物条例第15条第1項ただし書及び福山市屋外広告物条例施行規則第9条による許可を要しない軽微な変更に係るものであるときは、許可の更新の申請に、福山市屋外広告物条例施行規則第3条第2項に掲げる書類を添付してください。

【参考】福山市屋外広告物施行規則

（許可を要しない軽微な変更）

第9条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状に大幅な変更を伴わず、かつ、面積に10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 広告物又は掲出物件の色彩及び意匠に基本的な変更を伴わない塗替えによる変更
- (3) 広告物又は掲出物件の位置及び形状に変更を伴わない展覧会、音楽会その他興行の内容に係る定期的な変更

2. 事務変更日

2026年（令和8年）4月1日 受付分より

3. 事務取扱の部署（変更はありません）

福山市 土木管理課	福山市東桜町3番5号	084-928-1079
松永建設産業課	福山市松永町三丁目1番29号	084-930-0412
北部建設産業課	福山市駅家町大字倉光37番地1	084-976-8807
神辺建設産業課	福山市神辺町大字川北1151番地1	084-962-5013
沼隈建設産業課	福山市沼隈町大字草深1889番地6	084-980-7709

別紙 変更手数料の算定について

変更手数料は変更後の広告物の表示面積により算定する。

変更の有無にかかわらず、当該整理番号で許可を受けている全ての広告物の手数を納付する。

[例示]

- ① 表示内容（意匠）のみを変更する場合には、前回許可の表示面積により算定する。
- ② 表示内容及び表示面積を変更する場合には、変更後の表示面積により算定する。
- ③ 複数許可を受けている一部の広告物を除却する場合には、除却に係る表示物の「屋外広告物除却（滅失）届」により処理する。その後の許可更新に係る手数料は、変更後の表示面積により算定する。
- ④ 光源のない広告物に光源を取り付けた場合には、許可変更の申請の際、「光源あり」の手数料により算定する。
- ⑤ 光源のある広告物の光源を除却した場合には、「屋外広告物除却（滅失）届」により処理する。その後の許可更新に係る手数料は、「光源なし」の手数料により算定する。